

日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡学会 会員各位

「泌尿器科領域におけるロボット支援手術を行うに当たってのガイドライン」ならびに「泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度規則」を改定いたしましたのでご連絡いたします。

主な改定点は以下の通りです。引き続き、安全な泌尿器ロボット支援手術にご尽力いただきま  
すようお願い申し上げます。

#### 「泌尿器科領域におけるロボット支援手術を行うに当たってのガイドライン」

- ・13条:前立腺全摘除術が極めて安全に普及している状況を勘案し、本術式を独立したチームとして開始するのに必要な「プロクター招聘+手術見学件数」を10例から5例に変更した。
- ・17条:新たな手術支援ロボットが薬事承認されたため、すでに独立したチームとして手術を行っている施設が新たに別機種の手術支援ロボットを用いたロボット支援手術を初めて施行する際の条件として、その製造販売会社の教育プログラムを終了し、その手術支援ロボットにおける術式別プロクター招聘1例と手術見学1例を経験しておくこととした。

#### 「泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度規則」

- ・13条:泌尿器ロボット支援手術プロクター認定は術式ごと・機種ごとに行うこととした。  
また、すでにプロクター認定資格を有する者が別機種プロクター認定を申請する際は、プロクター招聘1例+症例見学1例が必要とした。
- ・15条:すでにプロクター認定資格を有する者による別機種のプロクター認定申請は、年に一回ではなく随時可能とした。
- ・20条:プロクター資格更新のために必要な経験数は、すべての手術支援ロボット機種による件数を合算したものとし、更新された術式については資格を有するすべての機種についてプロクター認定することとした。
- ・書式7、8、11を規定に合致するように改定した。

2021年6月4日

日本泌尿器科学会 理事長

野々村祝夫

日本泌尿器内視鏡学会 理事長

羽瀨友則